

朝日町農業委員会議事録

1 開催日時 令和4年12月2日（金）午後4時00分～午後5時00分

2 開催場所 朝日町役場 2階 第1会議室

3 本委員会に出席した委員（12名）

農業委員		
1番	住吉	一久
2番	弓野	良子
3番	青木	清美
5番	水島	英樹
6番	水島	正起
7番	竹内	重之
8番	荒尾	和彦
9番	数家	善継
10番	大森	憲一
11番	赤川	慎二
12番	青木	靖浩
13番	大森	雅昭

4 本委員会に欠席した委員（2名）

農業委員		
4番	清水	智也
14番	水野	仁士

5 説明者 農業委員会 事務局長 竹谷 俊範
事務局長代理 平坂 昌美
事務局員 山崎 康治

6 本委員会に付議された議案等の件名

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件
- (2) 議案第2号 農用地利用集積計画の決定の件
- (3) 議案第3号 農用地利用配分計画の決定の件
- (4) 議案第4号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域からの除外に関する件
- (5) その他

7 会議の内容

事務局 本日は、お忙しい中ご出席を賜りありがとうございます。
ただ今から、12月の農業委員会定例会を開会いたします。
それでは、はじめに、荒尾会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 (あいさつ)

会 長 それでは、これより、12月の農業委員会会議を開催いたします。
はじめに、会議録署名委員の指名を行います。
会議規則第19条第2項の規定により5番 水島 英樹 委員、6番 水島 正起
委員を指名します。
それでは、これより、議案に移ります。

会 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」を上程いたします。
事務局より説明願います。

事 務 局 皆様、お疲れ様です。
どうぞよろしくお願ひいたします。
それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」について、ご説
明いたします。
議案書は、1ページをご覧ください。
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」、次のとおり農地法第3条
の規定による許可申請があったので、同法施行規則第2条の規定により意見を求めま
す。
令和4年12月2日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾和彦

今回の申請の概要ですが、許可申請件数は1件で、申請面積は6,651.00㎡
です。

続いて、各申請についてご説明いたします。

1番 譲受人は朝日町不動堂〇〇番地〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇さん、耕作面積は自作で27,142.00㎡、借入で
622,575.23㎡、貸付で3,020.00㎡です。

1番 譲渡人は神奈川県横浜市中区日本大通〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇 〇〇 〇さん、耕作面積は貸付で6,651.00㎡です。

申請農地は朝日町竹ノ内〇〇番、地目は田、外3筆、合計6,651.00㎡です。

権利の設定としては、「譲渡人の要望による」となります。

清水智也委員、大森雅昭委員より、意見書をいただいております。

2ページをご覧ください。

申請地は、竹ノ内地内、譲受人の事務所から約1.7km、車で約5分圏内の距離
に位置しております。

次に、許可基準についてですが、全部効率利用要件としては、現在譲受人は同集落
内で耕作しており、申請地についても譲渡人より借受け、耕作をしており、今後も適
正に管理・耕作されるものと思われま。

下限面積要件についてですが、所有権移転後は、656,368.23㎡となり、
50アールを超えております。

地域調和要件については、譲受人は同集落内で問題なく耕作していることから、周
辺の農地等の農業上の利用や確保に影響は及ぼさないものと思われま。

また、譲受人が法人である場合には、譲受人が農地所有適格法人の要件を満たして
いることが要件の一つとしてありますが、本議案の譲受人については、許可申請書等
により、法人形態要件、事業要件、議決権要件及び役員要件の全ての要件の基準を満
たしていることを確認しております。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思います。

議案第1号は以上でございます。

よろしく願いいたします。

会 長 議案第1号の1番の議案につきまして、審議したいと思います。

清水智也委員と大森雅昭委員から意見書をいただいておりますが、清水委員が欠席ですので、大森委員から意見をお願いいたします。

大森雅昭委員 譲渡人が生前のときに、竹ノ内の方が耕作されていた農地については、竹ノ内の方に既に売り渡しており、残りが以前より譲受人が耕作していた農地で、譲受人の法人の先代のときにも相談を受けていたが、この度協議が整い、今回の申請に至っている。

この申請については、問題はないものと考えております。

会 長 議案第1号の1番の議案につきまして、皆様の方からご意見及び異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、議案第1号の1番の議案につきまして申請どおり許可いたします。

会 長 次に、議案第2号「農用地利用集積計画の決定の件」と議案第3号「農用地利用配分計画の決定の件」につきまして、関連がありますので、合わせて上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 それでは、3ページをご覧ください。

議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」、次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、朝日町の定める農用地利用集積計画案の提出がありましたので、その決定につき意見を求めます。

続いて、12ページをご覧ください。

議案第3号「農用地利用配分計画の決定について」、次のとおり、農地中間管理事業推進に関する法律第19条第3項の規定により、朝日町の定める農用地利用配分計画案の提出がありましたので、その決定につき意見を求めます。

今回の集積計画は、農地中間管理事業にかかるものとそれ以外という2部構成となっております。

それでは、議案の説明に移りたいと思います。

初めに、農地中間管理事業以外の集積計画についてご説明いたします。

5ページをご覧ください。

今回の概要といたしましては、申請件数は6件となり、

田：6筆：13,237.00㎡、畑：1筆：766.00㎡となります。

次に、6ページをご覧ください。

農地中間管理事業以外についての利用権設定状況の内訳です。

今回は、

3年以上6年未満の借り手及び貸し手が、1件、766.00㎡、再設定となっております。

6年以上10年未満の借り手及び貸し手が、1件、1,878.00㎡、再設定となっております。

10年以上の借り手及び貸し手が、4件、11,359.00㎡、全てが再設定となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定をご覧ください。

借り手、貸し手 計各6件、14,003.00㎡、相対契約となっております。

町外、借り手0件、0.00㎡、貸し手1件、4,421.00㎡となり、残りの町内各地区分は表のとおりとなっております。

続けて、農地中間管理事業にかかる集積計画についてご説明いたします。

10ページをご覧ください。

今回の概要といたしましては、申請件数は32件となり、

田：103筆：122,736.52㎡、畑：1筆：19.00㎡となります。

次に、11ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理事業にかかる集積計画の利用権設定状況の内訳となります。

3年以上6年未満の借り手及び貸し手が、3件、18,164.00㎡、うち、再設定を含む申請が、2件、16,782.00㎡となっております。

10年以上の借り手及び貸し手が、29件、104,591.52㎡、うち、再設定を含む申請が、15件、69,162.00㎡となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定をご覧ください。

借り手、貸し手 計 各32件、122,755.52㎡のうち、借り手は全て公社となっております。

町外の貸し手は、7件、14,998.00㎡となり、残りの町内各地区分は、表のとおりとなっております。

続けて配分計画についてですが、16ページをご覧ください。

今回の概要といたしまして、申請件数は32件となり、

田：103筆：122,736.52㎡、畑：1筆：19.00㎡となっております。

次に、17ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理事業にかかる配分計画の利用権設定状況の内訳となります。

3年以上6年未満の借り手及び貸し手が、3件、18,164.00㎡、うち、再設定を含む申請が、2件、16,782.00㎡となっております。

10年以上の借り手及び貸し手が、29件、104,591.52㎡、うち、再設定を含む申請が、15件、69,162.00㎡となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定をご覧ください。

借り手、貸し手 計 各32件、122,755.52㎡のうち、貸し手は全て公社となっております。

借り手は、全て町内の方で、町内各地区分は、表のとおりとなっております。

議案第2号及び第3号については、以上でございます。

よろしく願いいたします。

会 長 　ただ今、説明のありました議案第2号及び議案第3号の議案につきまして、審議したいと思います。

域であります。事業完了から新しいものでも10年を経過しており、8年要件をクリアしており、朝日町土地改良区、横水町内会長、隣接耕作者からも同意を得ております。

今後、除外が認められた場合には、5条の転用許可申請が提出されることとなります。

申請地は10ha以上の一団の農地が広がる第1種農地ですが、申請地以外の土地とすることが必要かつ適当で、その土地以外に代替すべき土地がないこと、農業上の効率かつ総合的な理由に支障を及ぼすおそれがないことなどから、やむを得ず許可は可能と判断されるものと認識しております。

会 長 　ただ今、説明のありました議案第4号の1番の議案につきまして、ご意見はありますか？

会 長 　申請地西側の道路について、地図上では、かなり狭く感じるが、幅員はどれくらいあるのか。

事 務 局 　その道路については、町道認定されているため、4m以上はあるものと考えられます。

会 長 　そのほかに意見はありますか。

（意見なし）

会 長 　意見なしとのことですので、議案第4号の1番の議案につきまして当委員会からの意見は、ないものといたします。

会 長 　予定しました議案等につきましては、以上で終了いたしました。
続いて、その他に移ります。
事務局から何かありませんか。

事 務 局 　次回開催日について…1月10日（火）16：00～

会 長 　そのほかに意見はありますか。

（意見なし）

会 長 　それでは、特に意見もないようですので、以上を持ちまして12月の農業委員会定例会を閉会いたします。
みなさま、お疲れ様でした。

・午後5時00分に閉会する。

この会議録は、内容が正確であることを証明するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

朝日町農業委員会議長 荒尾 和彦

会議録署名委員

会議録署名委員